吉野ヶ里町統合庁舎整備事業マネジメント業務に関する質問及び回答　　回答日　令和４年12月21日

質問No.	対　象	頁	項　目		質　問　内　容	回　答
1	実施要項	3	第3	3（7）①	コストマネジメントに関する実績は査定業務のみにて受注した業務実績と考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
2	実施要項	7	第4	5（5）イ	「様式５－６の担当区分」は「様式５－６及び５－７の担当区分」と考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
3	実施要項	10	第5	2①	参加者より提出した書類の情報公開については、参加者と協議の上、吉野ヶ里町情報公開条例　第９条等により公開しない又は公開する内容を制限できるものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
4	仕様書	8	9	(2)③	要求事項の「要求水準書」はこの書類が必要となる発注形態の場合に支援をさせていただく業務と考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
5	評価要領	1	2	(1) (2) (4) (6)	価格評価について、評価基準等が見受けられませんが、価格は本選考に際し、配点(点数化)よる評価は行わず、参加者が提出する見積書が予定価格からの超過や内容不備などを確認することを意味すると考えても宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。ただし、候補者の選定を行う際、業務提案評価の合計点が同点の場合は、見積額が安価な候補者を上位とします。
6	様式4-2				「建築工事・土木工事のうち担当業務」のセルについて 実績番号２以降のプルダウンは「査定業務」となっていますが、実績番号１のプルダウン（建築工事・土木工事）が正と考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。